

箕面市指定給水装置工事事業者 申請のご案内

- ◆ 箕面市水道事業給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、箕面市水道事業給水条例第5条1項により指定を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【提出書類】

	個人			法人			備 考	
	新規	更新	変更	新規	更新	変更		
① 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第一)	○	○	—	○	○	—	表面と裏面があります(両面とも記入してください)。	
② 「機械器具調書」(別表)	○	○	—	○	○	—	判りやすく、丁寧に記入する。	
添 付 書 類	③ 「誓約書」(様式第二)	○	○	○	○	○		
	④ 「定款」の写し	—	—	—	○	○	直近のものを添付してください。また、財団法人の場合は「寄附行為」の写しを添付してください。 文面の最後に、日付と写しに相違ないことを誓う文言を入れ、会社の住所・名前・代表者氏名と押印をする。	
	⑤ 「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	—	—	—	○	○	○	発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。
	⑥ 「給水装置工事主任技術者免状」の写し	○	○	—	○	○	—	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要となります(免状・技術者証のコピー等)。
⑦ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第三)	○	—	○	○	—	○	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要となります(免状・技術者証のコピー等)。	
⑧ 給水装置工事事業者指定事項変更届出書(個人)(様式第十)	—	—	○	—	—	—	「誓約書」(様式第二)	
⑨ 給水装置工事事業者指定事項変更届出書(法人)(様式第十)	—	—	—	—	—	○	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」「定款」の写し 「誓約書」(様式第二)	
⑩ 交付済指定給水装置工事事業者証	—	○	○	—	○	○	交付済事業者証の記載事項に変更がある場合	
⑪ 指定給水装置工事事業者証交付及び再交付申請書	○	○	○	○	○	○	事業者証に記載のある項目以外の変更の場合は不要。 交付までの日は、約2週間かかります。	
⑫ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項	—	○	—	—	○	—	講習会の受講実績及び業務内容 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況	
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書							(様式第十一)	

提出書類

【個人】	新規申請	① ② ③ ⑥ ⑦ ⑪
	更新申請	① ② ③ ⑥ ⑩ ⑪ ⑫
	事業所及び代表者の変更	③ ⑧ ⑩ ⑪
【法人】	新規申請	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑪
	更新申請	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑫
	会社及び代表者の変更	③ ④ ⑤ ⑨ ⑩ ⑪
	役員の変更	③ ④ ⑤ ⑨

※ 【変更手続きについて】 変更事項が発生してから30日以内に手続きをして下さい。

【申請手数料】 (指定給水装置工事事業者証交付時に申し受けます)

- ・ 指定の申請 (新規、更新) 10,000円
- ・ 再交付申請 300円

【申請場所】

〒562-0003 箕面市西小路3丁目1番8号
箕面市上下水道局庁舎2階
上下水道局水道工務室 給水グループ 受付窓口
電 話 (代表) 072-723-2121 (内線3526)
電 話 (直通) 072-724-6758